

青島守備軍支配下の食牛開発

河 端 正 規

はじめに

日本陸軍の占領地経営

- 1 占領地の官営事業
- 2 占領地経営の経済的基盤

山東牛資源の開発

- 1 分布と輸出
- 2 ドイツの青島屠獣場建設

日本占領下の畜牛事業

- 1 占領地獣医警察体制
- 2 軍政期の屠獣場経営と輸出戦略

日本における山東牛

- 1 兵食
- 2 内務省の山東牛輸入推進

おわりに

はじめに

1914年11月対独戦争により日本はドイツの膠州湾租借地と山東鉄道を奪取した。1897年ドイツは同国宣教師殺害事件を契機として膠州湾一帯を占領、翌年3月膠州湾租借条約調印に成功し、99年間にわたる膠州湾租借権、山東鉄道敷設権、鉱産物採掘権等を獲得した。膠州湾を海軍省直轄とし、東洋唯一の軍事拠点とする保護領として軍政・民政を統括する総督を置いた。要塞、軍

港及び商港の築造、近代的市街を建設し、山東鉄道敷設により山東省を中心に隣接省の開発をも可能とした。その投資は2億マルクにも及んだが、膨大な遺産を残して去らなければならなかった。

軍政施行当時の青島は、住民は殆ど戦禍を避けて疎開し交通商業は杜絶したままで、発電所が破壊され夜間は闇黒の世界となり掠奪行為が横行した。中国人や独逸人は日本軍に抵抗を示し治安は乱れ人心恟々とした状態であった。司令部はこれらの取締を強化し、破壊された市街や軍政上必須の各種施設の復旧を急ぎ自ら経営を行った。

翌16年5月には軍政機関と各種施設の管理を青島軍政署に集中させる改革を行い、それまで司令官直轄下にあった鉄道、鉱山、港湾、森林、屠獸場等の事業及び李村軍政署を青島軍政署に編合した(軍告示第41号)。

軍政の統治機構も、17年9月青島守備軍司令部条例と同民政部条例により一大改革し、司令官を頂点に軍事一般事務を執行する陸軍部と、軍事以外の行政及び司法に関する一切の事務を執行する民政部を設置した。所謂一般には軍政を廃し民政移行などと言われるが、中国側の民政撤廃と領土返還を叫ぶ激しい抗議の中で強行されたものである。陸軍部と民政部との併設、民政部に所属する行政組織の様式は、対岸の関東州都督府官制の模倣である。民政部は形式的には文民官吏による統制であるが中国人参政を認めない直接統治であり、しかも司法に至っては軍の関与を認める軍政色を温存したものであった。軍政・民政を含め守備軍による支配は、ワシントン会議を経て、22年12月10日の施政還付まで8年間維持された。

かかる統治期間において陸軍青島守備軍の特徴をなすのは屠獸場の経営であった。軍政、民政を施行する上で重要であっただけでなく、第1次世界大戦後日本の顕著な需要増加に対応する新しい食肉の供給機関として機能させた。同時に屠獸場経営だけではなく、広く畜牛資源の輸出振興により占領地経営の支弁財源確保の意味を持っていた。

日本陸軍の占領地経営

1 占領地の官営事業

青島陥落後の11月10日、閣議に提出された陸軍省案「青島ノ占領及軍政二関スル件」¹⁾には、独立第18師団司令部（将来守備軍司令部とする）をして占領地の守備、統治ならびに山東鉄道の管理経営を掌握させ、鉄道連隊に所要の鉄道職員を付し山東鉄道の経営に当たらせる一方、占領地を青島、李村2軍政区に分けそれぞれ軍政署を置いて軍政を施行すること、社会資本を復旧し使用するため既に所要員を派遣した等が述べられている。外務省と逓信省の意見が一部付されたがほぼ全面的に了承された²⁾。

11月26日には同案に基づき独立第18師団長に代え青島守備軍司令官が置かれた。軍令陸第8号によれば、司令官は陸軍大將または陸軍中將から親補され、天皇に直属して守備軍諸部隊及び特に指定された諸機関を統率して占領地の警戒、防備に当たるとともに、民政を統率し山東鉄道と付属鉱山の管理経営業務を監督、かつ保護の任にある。

本稿での軍政とは、軍部大臣の所掌事務ではなく占領地の軍政をいう。軍司令官による占領地の司法、行政、立法の全部または一部の執行を指し民政に対するものとされるが、民政についてはこれを適切に定義づけたものはない。

翌12月22日司令官は陸軍大臣より5項目の青島施政方針（通達）³⁾を受け取り、翌月28日独逸人を除く青島入市を許可し、翌15年6月までには軍政組織の編成を完了、占領地軍政が本格的に施行されることとなった。

旧ドイツ租借地に対する軍政の実施は青島、李村両軍政署が任じ、租借地以外の軍政、即ち山東鉄道沿線における軍政は司令部自ら掌握した。軍政機関とはこの司令部、両軍政署であるが、さらに軍政を円滑に支障を来さないように運用する軍政機関以外の機関を必要とした。社会資本としての埠頭局、港務部、水道部、屠獸場、林務署、発電所、測候所、病院、学校、郵便、電話、電灯事業等で、占領地の産業基盤として、また社会基盤として極めて重要なものであ

った。かかる事業は官営、私営を問わず軍政運用上不可欠の事業であった。そしてそれは日本の「対外純資産」であり国富の1つとなった、と言えよう。

日露戦争後の歴代内閣は膨張財政の整理に迫られたが成功せず、戦時・戦後の内外債額は巨額となり財政を圧迫し、国民負担の苛重、インフレ、輸入超過、正貨流出等によって1912・13年における財政状況は危機に瀕していた。日独戦後、往年の懸案事項朝鮮2箇師団増設と海軍新艦艇建造の計画を抱え⁴⁾、その財源を巡って財界、一般社会の根強い反対があった。占領地青島の軍政には人件費を始め莫大な費用を要した。1915年4月～16年3月までの維持費及び一時費の支払額合計額は、おおよそ2,930万円⁵⁾に達している。青島経営は諸経費の削減を含め、支弁財源確保が切実な問題であったのである。

屠獸場を始め各種事業による収入は貴重であり、大島陸軍次官が、「水道、電気、屠牛、倉庫、棧橋事業ノ如キ八軍政時代八日二依リ官営トスルヲ穩当トス」⁶⁾、と述べたのは如実にそれを示している。守備軍司令部が御用商人大倉組や民間団体の請願を排除し⁷⁾、屠獸場を守備軍管理の直営事業とした理由がここにあるように考えられる。収益性は山東鉄道に比べを決して大きくはないが、屠獸場は占領地内の一施設に止まらず、日本にとり食肉資源開発に極めて重要な施設となるのである。

2 占領地経営の経済的基盤

周知のように日独戦の戦費は、1914年9月公布の臨時軍事費特別会計法に基づいて拠出処理された。第1次世界大戦勃発により大隈内閣は臨時議會を召集し、前年度剰余金を財源とする臨時軍事予算5,100万円を決定、日清日露戦争の例に倣い、戦争期間の歳入歳出を1会計年度として処理する臨時事件特別会計法（法律第43号大正三年臨時事件二間スル臨時軍事費特別会計法）を成立させた。しかし、同法成立以前までには欧州事件費として陸海両軍の軍事費計上は合計1.25余億円に達しており、同法成立で本特別会計に移換して整理することとし、その総額を一般会計から特別会計に繰り入れた¹⁾。

本特別会計は当初日独戦の軍事費を經理する目的で設置したが、大正三年事件、所謂欧州戦争に関わる陸海軍の出兵が膠州湾に止まらず、太平洋、インド洋、地中海、シベリア、樺太と広域に渡り期間も11年間に及んだため、14年8月から25年4月までを1会計期間として処理したのである。かかる臨時軍事費の突出は政府財政の重圧となった。

文字通り臨時軍事費は陸海軍所管に属するもので、敵対軍事行動において直接必要とする経費である。上述のように本特別会計予算は対独宣戦布告後第34臨時帝国議会で協賛を得て以来、第36議会の1次追加から第45回議会の11次追加に至るまで合計7.54余億円²⁾に達している。その他大正三年臨時事件に関わる軍事費で、陸海軍を含め各省が支弁する経費に各省臨時事件費がある。これは1914年度から20年度まで一般会計予算に計上された。

かかる臨時軍事費及び各省臨時事件費の支弁財源は、一般会計繰入、国庫剰余金、借入金、公債金等であるが、占領地青島における軍政上の事業収入が計上された³⁾。

陸軍は占領地における租税、賦課金（通行税）、取立金等の収入を占領地行政に支弁することは、海牙条約付属書の陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第3款第43条・48条および49条が適用されるものとして解釈し⁴⁾、かつ帝国憲法第72条による国家の歳入に属さず、帝国議会に提出義務のないものとして取り扱った⁵⁾が、同条約には敵国から押収した事業収入、所謂官業収入について明確な規定はない。しかし、山東鉄道（付帯鉱山を含む）を除く青島事業収入は臨時軍事費の追加予算に計上された。青島事業収入とは、前節で見た事業のうち歳入第1款軍資金の第4項事業収入第1目から第6目に計上された、電灯・電話・屠場・水道・埠頭および林業⁶⁾（下6事業と略す）によるものである。山東鉄道収入（付属鉱山収入を含む）は年度一般会計予算に計上された。

上記6事業に対する毎年度事業予算額や取扱について殆ど明らかにされていない⁷⁾。いずれも陸軍内部の管理運営事項で議会への報告義務もなかったと考えられる。また、6事業各別の収支取扱に関して資料を欠くが、埠頭業務開始

の際の陸軍大臣命令から、おおよそ事業収入の取扱が推測できる。即ち、埠頭業務に伴う収入は軍資金の収入とし、経費は臨時軍事費から支弁し収入金は支出に充当してはならないこと。徴税費、俸給、諸給その他税関維持のため必要とする一切の経費は臨時軍事費の支弁とすること。関税一切の収入はそのまま保管し、歳入歳出外現金取扱を行い、「軍政二件フ収入ト区分シ」とすること⁸⁾。要するに6事業の諸経費は臨時軍事費の支弁とし、事業収入金は一旦予算計上され、大正三年臨時事件費とともに青島経営上の財源となったのである。

6事業収入が臨時軍事費の追加予算として計上されたのは、1915年第36回帝国議会における第1次成立から17年第39回議会の第3次成立までの3回だけで、以降各年度総予算における追加予算として山東鉄道収入とともに計上されたが、その理由は詳らかではない。ただ、17年に民政部の事業に切り替わり海牙条約との係わりから、所謂「軍政上の収入」という性質を失ったとする見解に基づく取扱であると考えられる。1918年以降占領地から得る事業収入は軍資金予算とせず、一般歳入歳出予算に「山東事業収入」として一括計上したことから推測できよう。

山東牛資源の開発

1 分布と輸出

満鉄によれば、山東牛とは原産地である河南、山西、四川、南部直隸省などから一旦山東省に移入され、農耕使役中肥育された後、青島市場に出回り青島から輸出される牛¹⁾であるという。しかし、実際には原産地から最大集散地の済南を経て天津や山東角の芝罘からも輸出されており、青島港輸出に限定されたものではない。要するに日本人は山東省や隣接省から輸出されるものを山東牛あるいは青島牛と称したと考えられる。

省内の飼養の多寡は農家稠密地域では山間礮角の戸数希薄よりも遥かに多い。済南、兗州、済寧など人家稠密地方に多く山東角に向かうにつれ漸次減少する。また宗教上から回教徒地域も多い。具体的には耕地の多い済南、済寧地

方およびこれら以西を第1とし、済南以東鉄道沿線地方、沂州、莒州地方がこれに次ぎ、東部山東角の萊州（平度、濰県）、青州（昌樂、益都県）地方は前2者より甚だ少ない²⁾。1915年当時山東省全域に60万頭飼養されていたとされるが確かな数字ではない。

青島軍政署の調査³⁾では、上記各地方から牛商の手を転々と経て山東省の市場へ現れ農民が購買した。1913年における青島屠獣場（ドイツ総督府経営）の地方別屠殺牛は河南省70%、山西省10%、その他10%で山東省産牛は残り10%⁴⁾にすぎず同省は生産地でないことが判る。役用のため牡牛は殆ど去勢され、日独戦後の青島屠獣場の屠牡牛の99.5%は閹牛であった⁵⁾。去勢によって性格が従順となり肥満が助長され食肉として佳味になるという。

輸出は、1898年芝罘港からロシアの租借地大連・旅順に向け行われたのが嚆矢である⁶⁾。1903年の大連管内の総人口は約4.1万人（ロシア人は僅か7.6%⁷⁾）で、これにロシア軍を加えても食肉消費量は多くはなかった。

山東牛は食用、また理想的な労働牛として肥育に適しており、遼東半島よりもむしろ沿海州に普及した。ロシア政府の植民政策や鉄道労働者投入、極東ロシア軍増派で人口が増加し、海上からウラジオストク及び同市を通過して各地域に陸歩輸送された。当初、芝罘港だけであった輸出港も天津、秦皇島、青島港へと拡大していった。勿論、ロシア極東方面の食牛需要は山東牛だけではなく満蒙牛（満州牛・蒙古牛）や朝鮮牛がある。1913年中各地域から沿海州に輸移入された牛肉量は、青島601,275、天津17,550、満州281,810、西シベリア13,803ブード（1ブードは約16.38kg）合計914,438ブードである。青島・天津が全輸入額の67.7%（うち青島65.7%）を占めたの対し、満州・西シベリアは32.3%に過ぎない。さらに同年の青島輸出量は沿海州4大都市中ウラジオストクが最大であった。バルビン駐在日本領事代理は、1913年のウラジオストク向け山東牛は26,330頭で、貨車積に換算すれば3,000車両を要し、冷凍肉300,000ブードは4,000車両にも及ぶと述べている⁸⁾。山東牛は極東ロシアにとり重要な資源となっていた。

2 ドイツの青島屠獣場建設

ドイツは未開発の占領地に都市を建設する際、水道、下水道、屠獣衛生、医療施設等インフラ整備が緊急で、殊に占領軍の乳肉衛生の安全が重視された。占領当時屠獣や食肉販売の秩序や取締が杜撰で、極めて不衛生な状況下にあったからである。総督府は当初仮屠獣場を建設して管理したが開発と人口増加に伴い限界に達し、ドイツ衛戍地域の乳肉衛生を脅かしたため¹⁾、1902年から1907年にかけて大屠獣場を建設、その投資に約80万マルク²⁾を要している。

屠獣場は一般旅行者、畜産関係者はもとより各国の高官が青島滞在中見学し、訪問者名簿には各国文字による氏名が錯綜して、青島だけでなく全東亜の縦覧物となっていた。敷地面積は約23,100m²で場内の建築物は大小18棟あった。用途別には牛屠室・豚屠室・馬屠室・病畜解剖室・生体検査室・内蔵取扱室・廃肉焼却室・隔離室・旋毛虫検査室・汽缶室・機関室・冷蔵送風室・冷蔵庫・製氷室・動物舎・所員宿舍・細菌病理および科学実験室・消毒室・フラン器室・標本収納室・血清分離室及び事務室等が整然と機能的に配置されており、水道・発電機の施設も完備して昼夜屠獣作業が可能であった³⁾。

実際屠獣場の運営に当たる獣医官も「願ハ公共福利ノ之ノ設備力膠州独逸植民地ニ於ケル獣医学ノ促進ト其ノ教養トニ貢献シ、極東ニ於ケル独逸文化運動ノ好機範」となれば、当事者だけの喜びに止まるものではない⁴⁾と述べており、先進国ドイツの最新科学技術が施された施設であるだけでなく、獣医学発展をも期待し得た重要な施設であった。

青島屠獣場は食肉衛生上の管理強化を出発として建設された食肉供給施設である。しかし同時に青島の衛生維持や供給を超え、山東省の輸出窓口としてロシア極東地域、フィリピン、本国ドイツ、遼東半島市場を獲得するドイツの独占的装置としての役割を發揮していく。それを可能にしたのは畜牛集散地を結ぶ山東鉄道の敷設と青島港の開発であり、山東省に露、独、英、米の輸出企業の進出を促し、買弁を駆使する畜牛集荷方法が発展した。彼らは済南や鉄道沿線から青島へ輸送、屠獣場付近の自己所有繋留地に一旦収容した後屠殺解体し

青島港から輸出した。屠肉の輸出は1910年以降盛んとなった⁵⁾が、低温期の11月から翌年3月ごろまで船倉に懸垂して輸送し、それ以外の時期は生牛輸出が一般的であった。かかるドイツの開発は輸出山東牛を青島に集中させ、芝罘や天津等諸港の輸出の地位を奪っていった。

この期、既に皮革資源は日本や列強資本により中国各地の主要市場と輸出が支配されており、ここに来てドイツが省内で消化されるに過ぎなかった山東牛を付加価値商品に変質させたが、ドイツの開発も有限的、自然発生的な産物の配分に過ぎないものであった。交通網と輸出需要の拡大は資源の枯渇を招き、飼養農民の混乱を引き起こす。山東省農民だけではなく周辺各省の供給量を増加させていくのである。しかし土着資本が畜牛資源保護と開発を行い輸出秩序を形成する力などドイツの技術力、資本力の前に全く存在しなかった。

他方、1912年の津浦鉄道開通は済南市場での買収を容易し、中支に絶大な権益をもつイギリス支配下では、同国の輸出企業が揚子江沿岸浦口に屠獣場を建設して屠肉の量産をおこない、本国イギリスへ大量の輸出ルートを開発した⁶⁾。

日本占領下の畜牛事業

1 占領地獣医警察体制

近代における日本資本主義的畜産発展を企図した輸入振興策は、同時に性悪な牛疫をもたらし畜産界に多大の損失を与えた。既に拙稿¹⁾で明らかにしたように、政府は東アジアからの家畜および畜産物輸入に対し、厳しい輸入規制や検疫強化の措置を取ってきた。

青島の獣疫予防体制もまた旧ドイツの制度を踏襲しているものと考えられる。乳肉衛生のため獣医警察体制の構築が急務であった。青島において輸出国就中日本への食肉供給には、獣疫の予防・防遏基盤が堅実、かつ効果的機能を持った体制が要求される。直接獣医警察を執行する機関は軍政下では軍政署、

民政下では民政部(何れも憲兵を含む)であった。殊に大正大礼最終年の時期、占領地とも厳格を期する必要があった。

1914年12月28日青島の自由入市を認めるに際して青島入港検疫(軍軍令第4号)を実施し、獣類・畜産物の検疫をも行う海上侵入予防体制をとった(軍軍令第7号)。他方、陸上では日本の獣疫予防法を範とする獣疫予防仮規則(15年1月軍軍令第13号)定め、占領地に搬入される生牛に対し、軍政署および憲兵隊連携による体制を敷いた。屠獣場の検査体制は15年2月青島屠獣仮規則(軍軍令第21号)により場長以下配属の獣医官が担当した。次いで16年5月の軍政改革で青島軍政署衛生課長と屠獣場長が兼務となり、軍政署管内と屠獣場の連携体制がとられた。

生牛集荷から屠殺までの検査は、一般的には購入時 発送前 青島到着時 屠殺前繋留時 屠獣場検査の過程で、済南市場や山東鉄道沿線では民間業者雇用の獣医が検査を行い、青島到着後青島軍政署が検査を実施した。軍政署は憲兵から獣疫発生の報告を受け、あるいは青島軍政署自ら牛疫を発見した場合、実施すべき業務方針に基づき対応した²⁾。

規則違反者に罰則を科す一方で病牛の撲殺処分の際し、評価人が損害を査定して、所有者にその一部を賠償し隠蔽による伝播防止対策とった。しかし、検疫体制圏外からの流入には抗じ難く、15年10月には損害賠償制度は破綻した³⁾。強制保険制を採らず日本国内法を適用すること自体無理があったのである。

青島では検疫施設である獣類検疫所は設置せず、輸出生牛の繋留検疫も義務づけていなかった。農商務省や輸出業者の要請によって繋留検疫を実施したに過ぎない。1916年9月、青島軍政署は50余頭に予防的血清注射を実施したもののその域をでるものではなかった。日本輸出の全牛に対する血清注射義務づけは、1920年9月以降である(農商務省告示第197号「支那ヨリ輸入スル畜牛ノ健康証明及牛疫免疫血清注射ニ関スル件」)。

それまでは必ずしも軍政署、屠獣場獣医官、憲兵、輸出業者雇用獣医による検査や取締が相互関連的、有機的に行われたとは言い難い。守備軍検疫獣医官

のもとで「真症牛疫の発生を隠蔽し、私設屠場的に収入のみに腐心し、文明的衛生検査を度外視し」た屠殺が行われたという非難⁴⁾がしばしば起きている。叙上の処分牛に対する賠償不履行や屠肉検査の杜撰さも、占領統治の財源確保と相互関連性にある結果であったと見ることもできる。

2 軍政期の屠獣場経営と輸出戦略

青島屠獣場は1915年1月2日当初守備軍獣医師部の管理下に業務に着手した。接収以降操業は停止していたわけではなく、青島在住ドイツ食肉業者ウェバーに14年12月1ヶ月に限定して請け負わせた¹⁾。独傭人追放中のドイツ人起用はやむをえない措置であったと考えられる。

司令部を始め各部署は軍政施行に係る様々な法令や施設の整備に繁忙を極めた。屠獣場も同様で正式な要員の配置は翌月12日で事業再開以降1ヶ月を要し、関係法規の整備はそれよりさらに遅れ2月15日となった。1月青島を訪れた神戸市農会の畜産視察員に対し、軍司令官は畜産施設についてまだ手を付ける暇もない²⁾と答えており、開業はいわば見切発車であった。

屠獣場は日本軍の攻撃によって破壊されたが、主要部分の復旧工事は3月に完了し屠獣、冷蔵、製氷、牛乳検査、獣疫調査および種付におよぶ一連の事業がほぼ稼働し、6月には施設は完全復旧した³⁾。復旧に投じられた軍事費は約16万円⁴⁾であった。

占領当初屠獣場の指揮監督は林業、港務とともに青島軍政署の隷下に置かれたが、翌15年1月から6月にかけてそれぞれ軍司令部直轄に移された⁵⁾。16年5月守備軍の編成替えに伴い軍司令部直轄事業であった埠頭局、港務部、水道部、発電所、林務署および測候所とともに、17年9月の軍政廃止まで青島軍政署の所管となっている⁶⁾。

第1章第2節でみたように青島屠獣場経営は軍事費財源確保の1事業である。1915年2月15日司令官は屠獣場ニ於ケル屠獣二関スル件(軍軍令第20号)⁷⁾を発布したが、軍政圏内では輸移出目的の屠獣を青島屠獣場で義務づけたもの

で、外国資本の屠獣場建設を断ち守備軍の事業収入独占を企図していることは明らかである。

過去ドイツによる青島の生産力の増強は、農工にわたり占領以来僅か10数年で急膨張を遂げている。1900年172万海関両であった輸出入総額は、1913年には5,216万海関両⁸⁾に達している。主な輸出品は麥稈真田、落花生、茶、豆、綿花等の農産物、生牛、皮革等の畜産物である。1913年の青島港対外国貿易では日本への輸出は第4位であるが、輸入では日本の8,306,000海関両が第1位で、第2位ドイツの2,887,000海関両⁹⁾を大きく引き離している。この隆盛は青島港を中心として山東鉄道、海運が原動力となっており、日本が欧州諸国より遥かに近捷であることが大きな要因であろう。ドイツの遺産的経済・産業基盤を背景にして、有力商社、金融機関の進出、青島の植民地経営は安定しその収益性は一層期待されるものであった。既に青島が山東鉄道を主要輸送ルートする山東牛の大集荷地であり、かつ一大輸出地として確立されている。守備軍の山東牛輸出事業の振興はかかる背景があったのである。その最大の目的として掲げたのは、「山東牛ヲ内地ニ輸入セシムルハ、滋味ニテ安価ナル肉ヲ供給シ得ルノミナラス、内地ニ於ル肉価ヲ低減セシメ、且一面青島繁栄ノ一因」¹⁰⁾、とするにあった。即ち、守備軍の青島屠獣場経営は日本に新たな食肉資源を供給し、占領地経営の繁栄にとって極めて重要な事業であったのである。

かかる輸出は1918年までは順調かつ一挙大量に日本全国に拡大することはなかった。要因は船腹不足による輸出コスト、冷蔵・冷凍設備と冷蔵肉の不人気、食肉需要の問題など様々であるが、その最大は1915年9月軍政開始1年も経たないうちに、神戸港で守備軍の輸出意欲に水を指す事件¹¹⁾が起きたことにあった。青島港務部陸軍獣医官の検疫により輸出した山東生牛1頭に牛疫が発生した。農商務省と兵庫県港務部の共同処置で伝播は未然に阻止したが、青島の輸出検疫が如何に危ういか両当局と食肉業者に危惧感を与えた。これより先2、3月頃同港に他の事業者によって屠肉が輸入されたが、これも荷造不備と輸送日数を要し損失を受けている。農商務省は9月の生牛輸入は大資本大

倉組の支援によるもの¹²⁾と示唆しているが、山東省から生牛、屠肉輸入とも「輸送法意ノ如クナラサリシ結果、爾後全ク企業ヲナスモノナキ」¹³⁾常態に置かれることとなったのである。大倉組は元山・城津からウラジオストクへの生牛輸出の実績を持つ。しかし、日本輸出がリスク高いことが実証され、1920年以降条件が整備されるまでその実績を見ない。

日本の反応に司令部は、青島の検査を厳重にして牛疫輸出の懸念を払拭するため、「山東牛ノ内地輸入検疫法」3案を農商務省へ提出し輸入を求めたが、その間も青島では牛疫が流行し司令部案の計画は中止せざるを得なかった¹⁴⁾。青島の獣疫対策不備と国内の獣疫アレルギー拒否反応によって、輸出開発は進まなかったのである。生牛・屠肉の日本輸出が急激な増加をたどるのは、軍政から民政に移行した1918年以降である。しかし、この現象は外務省の経済向上に対する民政移行案¹⁵⁾がもたらした結果ではない。

日本における山東牛

1 兵食

1930年、満鉄臨時経済調査委員会が日本の人口食糧問題に係わり満蒙、山東省、朝鮮半島の畜牛資源の日本輸出状況について調査した報告には、1915・16年中青島から陸軍糧秣廠へ生牛約2,000頭が輸出され、屠殺解体された¹⁾と述べられている。しかし、15年に青島から輸出された生牛はウラジオストク6,294頭、大連796頭、マニラ474頭、日本内地3頭²⁾で、翌16年も最大の輸出先はウラジオストク、それに大連、マニラが続くが日本の生牛輸出はなく、屠牛肉も僅か89頭分³⁾でしかない。前節の神戸港における牛疫1件以来山東牛輸出は進んでいない。軍司令部や青島軍政署による報告書、資料等からはかかる輸出は一切管見できないし、両2年の2,000頭輸出は軍事機密で徴発船舶によったとすれば事実説明は甚だ難しい。

出兵における軍用缶詰消費量は戦争期間の長短、戦争状況、現地物資利用の

程度等によって異なる。各戦争においてそれぞれの追送缶詰総量に占めた鳥獣肉の割合は、青島戦81.1%、サハリン戦46.6%、シベリア戦37.3%、日露戦37.0%である。牛肉缶詰だけの追送量で見ると日露戦争が他を圧倒しているが、短期間に終了した青島戦はシベリア戦よりも多い(青島戦の鳥獣肉缶詰は牛肉缶詰のみ)⁴⁾。この結果糧秣廠在庫が不足し、急遽牛肉缶詰の補充が迫られたと考えれば山東牛2,000頭輸出の1件は強ち否定できない。

陸軍糧秣廠が買い上げる生牛や屠肉は軍用缶詰製造原料である。1915・16年当時糧秣廠の年間購買生牛頭数は約5,000頭で、東京本廠と宇品支廠はおおよそ1対3の需要割合であり、製造の主舞台は宇品支廠であった。宇品支廠への山東牛輸出記録は1916年2月が最初である。青島屠獸場で解体した屠肉(生牛37頭分、約7.9トン)は、支廠では到着時の目減り、肉質・性分量の和牛との比較や、生牛と屠肉輸入それぞれの仕入・検疫費・輸送諸掛・輸出入税等について調査研究⁵⁾しその結果を公表した。

糧秣廠の山東牛調弁に関する資料は殆ど存在せず明瞭さ欠く。牛肉缶詰(携帯及び尋常)製造規格の原材料について、「内地肉(内地ニアル外地産牛ヲ含ム)ヲ主トスルモ、特ニ尋常缶詰ニ限り朝鮮及支那産冷蔵移輸入枝肉ヲ使用スルコトヲ得」⁶⁾としており、1915年以降東京本廠、宇品支廠双方にしばしば輸入が行われ、1920年には本廠に生牛20頭も輸入されている。満蒙牛輸入が行われるようになると宇品には一度に1,369頭分⁷⁾の屠肉が輸入され、国産牛以外に朝鮮、山東牛など盛んに購入された。

日本国内の戦後2年間における牛価は急騰し畜産界に衝撃を与えたが、牛肉需要量の増加によるものではない。欧州大戦における皮革軍需品需要が激増したためである。ロシア政府から直接日本陸軍への軍靴譲渡依頼や、大阪を中心とした皮革品製造工場への大量注文で原皮需要量が増加した。その結果、国内の屠牛を激増させ牛価は高騰し続け、かつ原皮不足により中国・朝鮮から大量輸移入を著しく増加させた。

山東牛の日本輸入を促す契機となった象徴的な輸出は、1918年横浜への99

頭の試験的生牛輸出である。上述のように皮革採集目的による屠殺の反動で、1918年国内屠殺数は戦後最低に落ち込み牛価を上昇させた。青島民政部はこの機に乗じて輸出振興を企図し、生牛の衛生と健康を管理すべく青島屠殺場獣医官を横浜まで同行させ⁸⁾、獣疫の発生を見ない輸出に成功した。この事業は京浜地方の食肉業者によるもので、名目は牛価上昇に対する肉価調節であったが、現実には大部分が陸海軍の糧食として納入され、市場への供給は僅かで肉価調整には至らなかった⁹⁾。守備軍民政部管理によるこの成功は、その年以来爆発的な輸出の伸びを記録していくこととなる。

国内牛の使用を定めていた海軍は、日々数片食するだけで年間250万円にも達し牛価高騰に悩まされていた。山東牛の導入で100余万円¹⁰⁾で調弁可能となった。陸軍においても同様日常の副食、缶詰として山東牛が導入されていった。軍需輸出入の担い手は陸海軍の御用商人であり、佐世保では青島から継続的に生牛を輸入し、屠殺解体して佐世保鎮守府へ納入する新興の畜産会社も設立され¹¹⁾、1920年5月以降門司屠場における佐世保・横須賀両鎮守府納めの山東牛屠殺が増加した¹²⁾。

大倉組は1918年青島からマニラ駐留米軍用牛肉輸出を手掛けたが、それまで見送っていた日本輸出を1920年以降開始する。米国人所有冷蔵船を山東牛専用に着船し、佐世保、呉、舞鶴及び横須賀鎮守府へ納入した¹³⁾。山東牛の買付や輸出は青島支店（1914年開設）取扱と見られるが、同組系青島冷蔵株式会社によっても行われた。日本の山東牛輸入は糧秣費抑制から軍需が先行し、民需増加を促していったのである。

2 内務省の山東牛輸入推進

1918年、屠殺が著しく抑制されたことにより牛肉の自給率は遂に95%に落ち込んだ。今日の牛肉国外依存体質は第1次世界大戦戦間期の1918年を画期としている。憂慮すべき畜産資源不足について、海外からの確保を主張するグループが官民の畜産界を喧しくした。農商務省は17年当時畜牛飼養数の減少

に対応するため朝鮮牛移入を強化し¹⁾、軍需配当の綿羊増殖に予算を傾注したものの、防疫事情から山東牛輸入には消極的であった。寧ろ積極的であったのは内務省である²⁾。

内務省は食肉衛生を監視する立場にあるが、食肉不足を解消し肉価調整を名目として山東牛輸入の強化に乗り出した。食肉業者の輸入を奨励するため、内務獣医官を中心に検疫施設の新設と指定検疫港の拡大を立案し、19年大阪には輸入獣類検疫所を、大阪、横浜、門司、長崎の4カ所には山東牛収容牛舎を建設し、大阪15,000頭、横浜、門司、長崎はそれぞれ5,000頭を収容する計画を立てた³⁾。他方で臨時海港検疫所官制の改正を第41回帝国議会において進め、19年8月臨時海港検疫所でも輸入獣類の検疫が行えるよう改め(勅令第424号)9月には鹿児島臨時海港検疫所における屠肉検疫も可能とした(内務省告示第70号)。さらに同年11月山東生牛の輸入税を免除し(勅令第478・479号)、国内の畜牛生産者や牛乳生産者の輸入規制要求を躲し山東牛輸入を拡大していった。

この頃には農商務省は内務省を追認する形で輸入を奨励するが、獣疫の侵入が依然として解決しないため、日本の輸入強化に対し相対的に守備軍民政部の検疫強化を求め、20年9月4日以降青島等中国からの生牛輸入には、輸出地の日本官憲による健康証明書と、同官憲下における牛疫免疫血清注射証明書の所持を義務づけ、検疫港を大阪、神戸、横浜の3港に指定した(告示第197号。翌年1月28日告示第14号により長崎、下関港を追加)。他方、民政部は20年末輸出生牛に注射投与する牛疫免疫血清100万gを、朝鮮牛疫血清製造所(在釜山)に製造発注するとともに、翌年1月25日輸出牛検疫規則を發布して農商務省の要求に応えた⁴⁾。

膠州湾租借地還付前後3年間における輸入山東生牛と屠肉の合計頭数(167,706頭)は、移入朝鮮牛数(132,244頭)を優に上回り、輸入額中最大の地位を独占して、日本の需要を満たしていった。

おわりに

青島守備軍の山東牛開発はドイツ方式の踏襲であったとは言え、青島屠獣場経営から民間参入を排除し輸出管理による収益を独占するものであった。屠獣場とその関連事業は占領地統治の重要な生産インフラである同時に、占領地経営の支弁財源を生み出し、さらには、陸海軍糧食供給と国民一般への供給において重要な装置となった。

青島占領は中国に対する政治や軍事上の観点からすれば、畜牛資源の開発など取るに足りないかも知れない。しかし、侵略地中国における守備軍の活動は、陸海軍と国民の食生活を向上させ、日本人の原動力を生み、近代日本の資本主義発展を側面から支えるものでもあったとも言える。

膠州湾占領地はドイツから押収した公有財産とともに中国に返還されたが、青島屠獣場は協定によって返還後日中双方出資の株式会社（社名は青島宰畜股份有限公司、持株は中国側財団54%、日本側46%）となった。守備軍民政部の所管であった検査は、日中交渉により還付（1922年12月10付）と同時に設置された青島総領事館内に、同館付として配属した農商務省技師によって実施された。他方、輸出生牛検疫所は、青島在住の日本人輸出事業者出資による合資会社として建設を決定し、還付後の1923年3月に完成している。

還付後は土着資本の日本輸出業者に対する輸出制限や割当、中国当局の種々の課税によって双方対立を繰り返し、数度の山東出兵を奇貨とする集荷回復、撤兵による確執という構図をみる。1937年支那事变によって一時的な輸出停滞をみたが、軍需を目的とした屠肉輸出が確保され、日中戦争激化により中止されるまで輸出は続けられた。その数量は1932年支那事变勃発までは総輸入牛肉量の80～90%を占め、日本の食糧にとり極めて重要な地位にあった。青島守備軍の占領政策に端を発する山東牛資源輸出は、敗戦に向かい消滅していった。

注

- 1

- 1) 外務省『日本外交文書』、大正3年第3冊、1966年、第524号文書。
- 2) 前掲書、第535号文書。
- 3) 陸軍省『青島軍政史』自大正三年十一月乃至大正六年九月、第1巻、1923年、69～71頁。
- 4) 大蔵省『明治大正財政史』、第1巻、1940年、復刻版、357～358頁。
- 5) 青島守備軍司令部『青島守備軍第一統計年報』、1917年、238頁。
- 6) 前掲外交文書、大正4年第3冊下巻、1969年、第743号文書。
- 7) 大日本畜牛改良同盟会『日本畜牛雑誌』、第124号、1915年2月15日、49頁。

- 2

- 1) 前掲財政史、第1巻、347～348頁。
- 2) 前掲書、344頁。
- 3) 前掲書、344～345頁。
- 4) 前掲外交文書、大正3年第3冊、第524号文書。
- 5) 前掲財政史、第5巻、1937年、復刻版、713～714頁。
- 6) 前掲書、725～726頁。
- 7) 青島守備軍の財政事情を記録したものに、青島守備軍司令部編纂の第1～第5『青島守備軍統計年報』(1915年度～19年度)がある。しかし管見し得る限り故意の塗り潰しと引抜き落丁がある。僅か第1および第5統計に臨時軍事費および臨時事件費が記載されているが、各官有事業のうち屠畜場の収支だけ記載がない。また各事業別予算配分の記録は各号とも皆無である。
- 8) 前掲外交文書、大正3年第2冊、1965年、第581号文書。

- 1

- 1) 資料第24編『滿蒙牛日本輸出に関する調査』、滿鉄臨時經濟調査委員会、1930年、235頁。
- 2) 青島軍政署『山東牛及山東之畜産物』、1916年、14頁。
- 3) 前掲書、9頁。
- 4) 前掲書、15頁。
- 5) 前掲書、9～10頁。
- 6) 青島軍政署『山東之物産』第1編、1917年改訂版、42頁。
- 7) 大連市役所『大連市史』、1936年、159頁。
- 8) 外務省通商局『通商公報』、第190号、1915年2月18日、621頁。

- 2

- 1) 青島守備軍民政部『青島屠畜場沿革』、1919年、6・10頁。
- 2) 前掲書、50～52頁。
- 3) 『青島屠畜場要覧』著者不祥、1冊

- 4) 前掲屠獸場沿革、65頁。
 - 5) 「1910年青島屠獸場年表」(前掲屠獸場沿革、38～39頁)、同年の屠肉輸出は2,304頭。
 - 6) 前掲山東牛及山東之畜産物、65頁。
- 1
- 1) 河端正規「近代日本の植民地畜牛資開発」(『立命館大学人文科学研究所紀要』No.77号所収、2001年9月)。
 - 2) 前掲畜牛雑誌、第154号、1917年7月8日、33頁。
 - 3) 前掲書、第153号、1917年7月15日、21～22頁。
 - 4) 前掲書、第151号、1917年5月15日、27頁。
- 2
- 1) 前掲畜牛雑誌、第152号、1917年6月15日、30頁。及び大正4年度『青島守備軍第一統計年報』、1916年、89頁。
 - 2) 前掲書、第126号、1915年4月15日、40頁。
 - 3) 前掲第一統計年報、90頁。
 - 4) 1925年8月31日付『青島新報山東紹介号』、青島新報社、13頁。
 - 5) 前掲軍政史、第1巻、74頁。
 - 6) 1916年5月27日付『官報』。
 - 7) 1915年3月8日付『官報』。
 - 8) 前掲通商公報、第217号、1915年5月24日、751頁。
 - 9) 前掲書、754頁。
 - 10) 前掲軍政史、第2巻、455頁。
 - 11) 前掲書、455頁。及び農商務省『第八次獸疫調査報告書』、1916年12月、837～855頁。
 - 12) 前掲獸疫調査書報告、852～853頁。
 - 13) 前掲軍政史、第2巻、455頁。
 - 14) 前掲書、455～457頁。
 - 15) 前掲外交文書、大正4年第3冊下巻、1969年、第746号文書。
- 1
- 1) 前掲滿蒙牛日本輸出に関する調査、238頁。
 - 2) 前掲山東牛及山東之畜産物、255頁。
 - 3) 前掲屠獸場要覽、1冊。
 - 4) 日本缶詰協会編『最新各種缶詰製造講義』、上巻、1918年、128～137頁。
 - 5) 前掲山東牛及山東之畜産物、70～76頁。
 - 6) 日本缶詰協会編『缶詰要覽』、1936年、158頁。
 - 7) 糧友会『糧友』、第1巻第9号、1926年10月1日、31～32頁。
 - 8) 獸疫調査所編『獸疫調査所第三次報告書』、1924年12月20日、36頁。

- 9) 前掲畜牛雑誌、第169号、1918年11月15日、55頁。
- 10) 前掲書、第208号、1922年2月15日、19頁。
- 11) 前掲書、第176号、1919年6月15日、58頁。
- 12) 前掲書、第177号、1919年7月15日、57頁。及び同第189号、1920年7月15日、55頁。
- 13) 前掲書、第195号、1920年12月15日、45頁。

- 2

- 1) 前掲畜牛雑誌、第169号、1918年11月15日、55頁。なお、1918年4月16日法律第37号により朝鮮牛移入税が免除された。
- 2) 中央畜産会『畜産』、第4巻第3号、1918年3月、75～76頁。
- 3) 中央畜産会『畜産と畜産工芸』、第6巻第1号、1920年1月、68頁。
- 4) 前掲獣疫調査所第三次報告、37頁。